

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

マイナンバー制度の導入について

社会保障・番号制度（以後「マイナンバー制度」といいます）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であり、今年10月に通知され、来年1月より利用されるものです。

マイナンバー制度の仕組み

マイナンバー制度の仕組みは、個人に①悉皆性（住民票を有する全員に付番）、②唯一無二性（1人1番号で重複のないように付番）、③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）、④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組みです。

なお、法人等には上記の①～③の特徴を有する「法人番号」が付番されます。

個人番号の利用範囲

1、社会保障分野

- ・年金分野→年金の資格獲得・確認、給付を受ける際に利用
- ・労働分野→雇用保険等の資格・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
- ・福祉・医療・その他の分野→医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事

務等に利用

2、税分野

国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査等に記載。当局の内部事務等に利用

3、災害対策分野

被災者生活再建支援金の給付に関する事務等に利用。また、被災者台帳の作成に関する事務に利用。

4、その他の分野

地方税、防災に関する事務のほかこれらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

企業と個人番号の関係

様式についてはまだ確立されていませんが、会社で作成する書類について従業員や株主等の個人番号を記載する必要があります。

1、社会保障分野

健康保険、雇用保険、年金などの場面で提出を要する書面に、従業員等の個人番号を記載します。
※主な提出書類：雇用保険被保険者資格取得届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届など

2、税分野

税務署へ提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載します。

※主な法定調書：給与所得の源泉徴収票・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書・不動産の使用料等の支払調書など

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 所得税及び復興特別所得税の振替納税
2. 3月分源泉所得税の納付
3. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
5. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告

- 納付日.....4月20日(月)
- 納付期限.....4月10日(金)
- 申告期限.....4月30日(木)
- 申告期限.....4月30日(木)
- 申告期限.....4月30日(木)